

身分と人々のくらし

名前 _____

_____ 月 _____ 日

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

今日の問い

江戸時代の人々はどのような身分に分けられ、どんなくらしをしていたのだろう。

下線に当てはまる語句を書こう。同じ番号には同じ語句が入る。左の欄の説明もヒントにしよう。

1 武士・百姓・町人

身分と城下町

4 人々を武士・百姓・町人などに分けて治めるしくみ。

7 大名の城を中心に発達した町。武士と町人が住んだ。

江戸時代の社会では、人々は ¹ 武士 と、² 百姓 ・ ³ 町人 などの身分に分けられた。このしくみを ⁴ 身分制度 といい、身分はおもに親から子へ受けつがれた。武士は政治を行う支配の身分で、⁵ 名字 を名のることや、刀を差す ⁶ 帯刀 などの特権をもった。このほかに、天皇や公家、僧や神官などもいた。

百姓は人口の約85%をしめ、おもに村に住んで農業を営み、年貢を納めて武士のくらしを支えた。商人や職人である町人は、大名の城を中心に発達した ⁷ 城下町 などに住み、商業や手工業をになった。城下町では、武士は城の近くに、町人は決められた区域に住むというように、身分によって住む場所が分けられた。

身分	人口のわりあい(江戸時代の末ごろの推計)
百姓	約85%
武士	約7%
町人	約5% 残りの約3%は、公家・僧・神官や差別された人々など

2 村のしくみと差別

村と差別

9 村役人の中心。名主ともいう。

13 百姓が領主に納めた税。おもに米で納めた。

14 数戸ずつをまとめ、年貢や犯罪に連帯責任を負わせたしくみ。

村では、土地を持つ ⁸ 本百姓 の中から ⁹ 庄屋 (¹⁰ 名主) などの ¹¹ 村役人 が選ばれ、村の運営や年貢の取りまとめをまかされた。土地を持たない百姓は ¹² 水のみ百姓 と呼ばれた。 ¹³ 年貢 は収穫の4～5割ほどにもなり、幕府や藩は数戸ずつを ¹⁴ 五人組 にまとめ、年貢の納入や犯罪の防止に連帯して責任を負わせた。

百姓や町人とは別に、えた身分・ひにん身分とされた人々もいた。これらの人々は、住む場所や職業、服装などを制限され、ほかの身分の人々から厳しく差別された。それでも、農業を営んで年貢を納めたり、死んだ牛や馬の処理や皮革業、役人下での警備などの仕事をになったりして、社会を支える役割を果たした。

できた / 14